

(第8条関係)

「玉村町工場立地法に基づく地域準則条例(案)」に対するパブリックコメントの実施結果

○意見等の募集期間：平成30年1月4日(木)～1月31日(水)

○意見等の受付件数：1人、1件(提出方法の内訳：郵便0人、ファックス0人、電子メール1人、持参0人)

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

(1)「玉村町工場立地法に基づく地域準則条例(案)」についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	町の考え方
1	<p>企業誘致の推進、町内工場流出の防止策、町独自の工場緑地面積条例を作成することは賛成です。</p> <p>現在、町内全体を見て、玉村町で優秀な作物が収穫できる農地をどんどん潰して、工場、住宅にして行くのは反対です。</p> <p>飯倉、五料地区は30年前に土地改良をしたので国としては優良土地として扱われております。しかし、現状は水田が有っても1軒も米作を行っていません。</p> <p>理由は、</p> <p>1. 平成8年8月28日(水) 東部工業団地 ○○○○(現在○○○○○○)より廃油60リットル、廃液を含む総水量12トンが飯倉区内の水田に流入し、青黒いドロドロした汚水が流れて水田、用水路を埋め尽くし汚染されました。これでは自家用としても食べたくなく、1軒1軒と米作を止めてしまいました。</p>	<p>新規の工業団地選定についての貴重なご意見としてお伺いし、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>今後とも、雇用の創出と地域経済活性化のため、企業誘致の推進や企業への支援を行っていきたいと思います。</p>

